

概要

母体保護法に基づき医師から届出のあった不妊手術件数及び人工妊娠中絶件数は、従来「不妊手術及び人口妊娠中絶年報」により報告されていましたが、平成14年度より「衛生行政報告例」に統合され、報告することとなりました。これに伴い、集計期間が歴年から年度に変更となりました。

1 不妊手術

平成19年度中に医師から届け出られた不妊手術件数は66件(女子65件)で、実施率(20歳以上50歳未満人口10万対)は13.1(全国5.5)となり、全国平均と比べて7.6ポイント上回っています。

不妊手術を事由別にみると、「母体の健康を著しく低下するおそれのあるもの」が55件、「母体の生命に危険を及ぼすおそれのあるもの」が11件となっています。

2 人工妊娠中絶

母体保護法に基づき、平成19年度中に医師から届け出られた人工妊娠中絶件数は3,272件で、実施率(女子の15歳以上50歳未満人口千対)は11.2(全国9.3)となり、全国平均と比べて1.9ポイント上回っています。

人工妊娠中絶を年齢別にみると、20歳～24歳が857件(26.2%)、25歳～29歳が656件(20.0%)、30歳～34歳が664件(20.3%)、35歳～39歳が500件(15.3%)、20歳未満が376件(11.5%)等となっています。

また、事由別にみると、「身体又は経済的理由により、母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」が3,271件(100.0%)を占めています。

さらに、妊娠期間別に見ると、満7週以前が1,918件(58.6%)、満8週～11週が1,156件(35.3%)等となっています。